

「指定認知症対応型通所介護」  
「指定介護予防認知症対応型通所介護」

## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）認知症対応型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 喜老会（きろうかい）
代表者氏名	理事長 豊福美佐子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒851-0103 長崎市中里町 2289 番 TEL 095-838-2394 FAX 095-838-2451
法人設立年月日	平成10年9月14日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定通所介護事業所 平木場荘（ひらこぼそう）
介護保険指定 事業者番号	4270101027
事業所所在地	〒851-0103 長崎市中里町 2289 番
連絡先	TEL 095-838-2394 FAX 095-838-2451 E-メール <a href="mailto:hiracoba@hb.tp1.jp">hiracoba@hb.tp1.jp</a> ホームページ <a href="http://hiracoba.jp">http://hiracoba.jp</a>
事業所の通常の 事業の実施地域	〒851-0103 長崎市中里町 2289 番
利用定員	1単位目12名、2単位目12名、3単位目12名

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の移行を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としています。
運営の方針	・事業者は介護保険法の主旨に沿って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じそれぞれの役割を持って自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 ・事業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。 ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

	・当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された認知症のある方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	1単位目 日曜日～土曜日（ただし、年末年始12月31日から1月2日までの3日間及び職員研修日は休業） 2・3単位目 月曜日～土曜日（ただし、年末年始12月31日から1月2日までの3日間及び職員研修日は休業。）
営業時間	午前8時30分から17時15分まで （但し、特別な需要がある場合はその限りでない）
事業実施地域	長崎市（旧香焼町、旧伊王島、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町・旧琴海町・旧三和町を除く）

(4) サービス提供時間

サービス提供日	日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
サービス提供時間	午前9時30分から16時まで
延長サービス提供時間	なし（但し、特別な需要がある場合はその限りでない）

(5) 事業所の職員体制

管理者	施設長 大嶽礼子
-----	----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> <li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>4 利用者へ（介護予防）認知症対応型通所介護計画を交付します。</li> <li>5 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の実施状況の把握及び（介護予防）認知症対応型通所介護計画の変更を行います。</li> </ol>	常勤1名 生活相談員と介護職員と兼務
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li> <li>2 それぞれの利用者について、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>	常勤3名内、2名介護職員と兼務、

介護職員	1 (介護予防) 認知症対応型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	10名以上内、3名生活相談員と兼務
看護職員	1 常に利用者の健康状態を把握し、健康維持に努め、心身状態の減退の予防にあたり、看護及び保健衛生に従事します。	常勤 1名 非常勤 3名
機能訓練指導員	1 (介護予防) 認知症対応型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	4名内、非常勤 3名 看護職員と兼務

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成します。 2 (介護予防) 認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防) 認知症対応型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防) 認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、(介護予防) 認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) (介護予防) 認知症対応型通所介護従業者の禁止行為

(介護予防) 認知症対応型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(i) 要介護

事業所区分 要介護度	サービス提供時間区分	3 時間以上 4 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
単 独 型	要介護 1	543	5522 円	553 円	1115 円	1656 円
	要介護 2	597	6071 円	608 円	1214 円	1822 円
	要介護 3	653	6641 円	665 円	1329 円	1993 円
	要介護 4	708	7200 円	720 円	1440 円	2160 円
	要介護 5	762	7749 円	775 円	1550 円	2325 円
			4 時間以上 5 時間未満			
	要介護 1	569	5786 円	579 円	1158 円	1736 円
	要介護 2	626	6366 円	637 円	1274 円	1910 円
	要介護 3	684	6956 円	696 円	1392 円	2087 円
	要介護 4	741	7535 円	754 円	1507 円	2261 円
	要介護 5	799	8125 円	813 円	1625 円	2438 円
			5 時間以上 6 時間未満			
	要介護 1	858	8725 円	873 円	1745 円	2618 円
	要介護 2	950	9661 円	967 円	1933 円	2899 円
	要介護 3	1040	10576 円	1058 円	2116 円	3173 円

	要介護 4	1132	11512 円	1152 円	2303 円	3454 円
	要介護 5	1225	12458 円	1246 円	2492 円	3738 円
	6 時間以上 7 時間未満					
	要介護 1	880	8949 円	895 円	1790 円	2685 円
	要介護 2	974	9905 円	991 円	1981 円	2972 円
	要介護 3	1066	10841 円	1085 円	2169 円	3253 円
	要介護 4	1161	11807 円	1181 円	2362 円	3543 円
	要介護 5	1256	12773 円	1278 円	2555 円	3832 円
	7 時間以上 8 時間未満					
	要介護 1	994	10108 円	1011 円	2022 円	3033 円
	要介護 2	1102	11207 円	1121 円	2242 円	3363 円
	要介護 3	1210	12305 円	1231 円	2461 円	3692 円
	要介護 4	1319	13414 円	1342 円	2683 円	4025 円
	要介護 5	1427	14512 円	1452 円	2903 円	4354 円
	8 時間以上 9 時間未満					
	要介護 1	1026	10434 円	1044 円	2087 円	3131 円
	要介護 2	1137	11563 円	1157 円	2335 円	3488 円
	要介護 3	1248	12692 円	1270 円	2539 円	3808 円
	要介護 4	1362	13851 円	1386 円	2771 円	4156 円
	要介護 5	1472	14970 円	1497 円	2994 円	4491 円

(ii) 要支援

サービス 提供時間区分	事業所区分要介 護度	3 時間以上 4 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
単 独 型	要支援 1	475	4830 円	483 円	966 円	1449 円
	要支援 2	526	5349 円	534 円	1068 円	1602 円
	4 時間以上 5 時間未満					
	要支援 1	497	5054 円	505 円	1010 円	1515 円
	要支援 2	551	5604 円	560 円	1120 円	1680 円
	5 時間以上 6 時間未満					
	要支援 1	741	7536 円	754 円	1508 円	2262 円
	要支援 2	828	8421 円	842 円	1684 円	2526 円
	6 時間以上 7 時間未満					
	要支援 1	760	7729 円	772 円	1544 円	2316 円
	要支援 2	851	8655 円	866 円	1732 円	2598 円

		7 時間以上 8 時間未満			
要支援 1	861	8756 円	876 円	1752 円	2628 円
要支援 2	961	9773 円	977 円	1954 円	2931 円
		8 時間以上 9 時間未満			
要支援 1	888	9031 円	903 円	1806 円	2709 円
要支援 2	991	10078 円	1008 円	2016 円	3024 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る（介護予防）認知症対応型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに（介護予防）認知症対応型通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2 時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の認知症対応型通所介護を行った場合には、所要時間 4 時間以上 5 時間未満の所定単位数の 63/100 に相当する単位数を算定します。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び（介護予防）認知症対応型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 毎日通所サービス  
区分支給限度基準額を超える場合も利用可能ですが、実費請求となります。
- ※ ボランティア泊まりサービス  
ご家族様の緊急時の対応として 1 泊 1,000 円でご利用できます。（但し、泊まり利用時は 8 時間以上 9 時間未満と送迎減算、お帰りの日は 7 時間以上 8 時間未満と送迎減算をあわせて介護給付費を請求します。）
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に宿泊する利用者は、1 日に付き利用料が 94 単位（利用料 956 円、1 割負担：96 円、2 割負担：192 円、3 割負担：284 円）減算されます。同一の建物とは、指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき 47 単位（（利用料 478 円、1 割負担：48 円、2 割負担：96 円、3 割負担：144 円）減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するた

めの担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。

- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

#### (4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	406円	41円	82円	122円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)	27	274円	28円	55円	83円	個別機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	203円	21円	41円	61円	数
科学的介護推進体制加算	40	406円	41円	82円	122円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	224円	22円	44円	67円	サービス提供日数
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 181/1000		左記の 単位数 × 地域 区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。  
生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同

で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。

- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価（7 級地 10.17m円）を含んでいます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

#### (5) その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	500 円（1 食当り 食材料費・おやつ込）	
④ 入浴諸費用	無料	
⑤ 日常生活費	レクリエーション、クラブ参加などご希望に応じ実費負担	

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 5 日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、翌月の 15 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者様（ご家族様）より直接手渡しによる受領</p> <p>(イ)事業者指定口座への振り込み （振込手数料は利用者様でご負担ください）</p>



	<p>(ウ)上記によりがたい場合はご相談に応じます。</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>
--	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) （介護予防）認知症対応型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(事業本部長 峯 寛樹)
-------------	--------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ol>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ol>

## 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、「事故、急変等発生時フロー」（別紙1参照）に従い、適切且つ迅速な対応に努めます。市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

## 11 心身の状況の把握

指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

## 13 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者）：（主任生活相談員 尾上 亮 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回 7月・11月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 15 衛生管理等

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

#### 16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

#### 18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
  - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

サービス内容に関する相談・苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

「苦情等申立から解決までのフロー」（別紙 2 参照）

当事業所における苦情の受付  
苦情受付窓口（担当者）

施設長 大嶽 礼子  
生活相談員 峯 寛樹

また、苦情受付ボックスを受付カウンター上に設置します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村（保険者）の窓口】 長崎市役所 福祉部 介護保険課	所在地 長崎市魚の町 4-1 電話番号 095-829-1163（直通） ファックス番号 095-829-1250（直通） 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
長崎市 国民健康保険連合会 介護保険課	所在地 長崎市今博多町 8-2 電話番号 095-826-1599 ファックス番号 095-826-1779 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
長崎県社会福祉協議会	所在地 長崎市茂里町 3-24 電話番号 095-846-8600 ファックス番号 095-844-5948 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
そ の 他	居住市町村介護保険担当課

介護サービス情報公表制度について

1. 制度の趣旨

介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者らが介護サービス事業者を選択し、ご利用者と事業者が契約しサービスを又は提供する制度です。

ご利用者本位による適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られる事を基本理念としています。

こうした基本理念を現実の利用場面において実現する仕組みとして平成 18 年 4 月から介護保険法第 115 条の 29 から 37 において規定され、「介護サービス情報の公表」制度が導入され、事業者介護サービスの公表が義務づけられました。

2. 公表される介護サービス情報

公表される情報は「基本情報」と「調査情報」とがあります。

「基本情報」・・・事業者の運営主体、事業者名、職員体制、利用料金など基本的な情報で、事業者が報告したことがそのまま公表されます。

「調査情報」・・・介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事業が報告した情報について、指定調査機関が事実確認を行った上（年 1 回）で公表されます。

※ご利用者様の情報が公表される事は一切ございませんのでご安心ください。

3. 公表の方法

「介護サービス情報」は、指定情報公表センターよりインターネットで公表されると共に、ご利用者様からの要請に応じて紙媒体による情報提供、閲覧もできます。

その他不明な点等ございましたら、いつでもご連絡ください。

長崎県指定情報公表センター <http://www.nagasaki-kokuho.or.jp/>

長崎県長寿社会課

<http://www.pref.nagasaki.jp/chouju/kaigo>

## 20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

事業者は、利用者に上記内容について説明を行いました。

事業者	所在地	長崎市中里町 2289
	法人名	社会福祉法人 喜老会
	代表者名	理事長 豊福美佐子
	事業所名	指定通所介護事業所 平木場荘（ひらこばそう）
	説明者氏名	施設長 大嶽礼子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印